

(高知県実践的防災教育推進事業：災害安全) 実施方針

1. 実施方針

モデル地域では、市町村教育委員会を中心として、以下のような取組を拠点校とモデル地域内の学校とが連携して実践し、学校安全担当教員を通じて、各学校の取組等を共有する等、モデル地域全体での学校安全体制を構築する。

2. 拠点校における具体的な実施内容

		実施期間	提出物及び提出時期	
<b>(1) 防災教育・防災管理の効果的な実践(必須)</b>				
<b>実施必須</b>	①研究体制の整備	・ 中核となる教職員（学校安全担当教員）の位置付けと役割の明確化及び実践	通年	
		・ 地域や関係機関及びモデル地域の学校（園）等を委員とした実践委員会の立ち上げ、開催	年間複数回の開催	
	②目標設定と指導計画の作成	・ 児童生徒等に育成する安全に関する資質・能力を検討し、目標を設定、安全教育全体計画に反映	年度当初	
		・ 「安全教育全体計画」「学校安全計画」に基づく計画的な実施	通年	安全教育全体計画 学校安全計画 (5月末)
	③具体的な実践	・ 「危機管理マニュアル（学校防災マニュアル）」の保護者・地域・関係機関等への周知、訓練等を踏まえた改善等による防災管理の徹底	通年	危機管理マニュアル (5月末)
		・ 「高知県安全教育プログラム」に基づく実践	通年	
		・ 様々な場面や状況を設定した多様な避難訓練の実施（実施計画等）	実施設定期間	実施計画等 (5月末)
		・ 副読本等を活用した効果的な指導	実施設定期間	
		・ 防災マップづくりを通じた、探求的な学習の実施	実施設定期間	マップ等の成果物 (完了報告書提出時)
		・ 積極的な授業公開や活動発表会等による情報発信 全校研究授業（1回以上）	実施設定期間	指導案等の資料一式 (授業の2週間前)
		※ 取組にあたり、外部有識者による指導助言など専門的知見の活用や先進校等視察も可能（県外への視察研修を実施した場合は、研修報告書速やかにを提出）	必要に応じて	視察研修報告書 (その都度)
	④取組の検証	・ 目標の達成状況を測る成果指標の設定(事業計画書に記載)と実践、検証	実施設定期間	
		・ 児童生徒及び保護者に対する、事前・事後アンケート等による意識の変容の把握・分析	実施設定期間	アンケート集計データ等 (完了報告書提出時)
		・ 多様な方法による評価・分析（面接法や観察法、ポートフォリオ、作文、レポート、作品、話し合い等）	実施設定期間	
	⑤普及・啓発	・ 【1年目】実践発表の機会の設定（防災参観日、市町村域の発表会や研修会、実践委員会等において）	実施設定期間	開催案内等 (発表の2ヶ月前)
		・ 【2年目】研究発表会の開催（公開授業、研究協議、実践発表、児童生徒発表等）	実施設定期間	
		・ 県主催の推進委員会における、事業計画や進捗状況、取組成果等の報告・発表	実践設定期間	資料一式 (その都度)
		・ 県主催の研修会等での実践報告書での発表	実践設定期間	実践報告書 (別途連絡)
・ H P ・学校通信・広報誌等を活用した実践事例の発信		通年	完了報告書へ具体的に記載	

		実施期間	提出物
<b>実施必須</b>	<b>(2) 地域や関係機関等との連携推進(必須)</b>		
	・ 保護者、地域、関係機関、近隣校（園）等と連携した防災活動	通年	完了報告書へ具体的に記載
	・ 家族防災会議の啓発、合同学習会や合同避難訓練を含む防災参観日等、家庭への啓発活動	実施設定期間	

### 3. 学校防災アドバイザーの派遣

任意

学校安全に関する有識者を学校防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、モデル地域内の学校に派遣する。アドバイザーによる学校の安全対策についての助言・指導により、学校は安全管理の強化を図る。

(1) 学校防災アドバイザーの指導内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難訓練に関する指導・助言</li><li>・ 避難場所、避難経路の安全性の確認・助言</li><li>・ 学校防災マニュアルに関する指導・助言</li></ul> ※ 避難所運営についての指導内容は含まない。
(2) アドバイザー候補者	高知大学、高知県立大学、高知工業高等専門学校などの教授等の有識者
(3) 派遣についての留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 1回2～3時間（打合せ等の時間を含み、30分単位で計画。）の派遣時間を計画すること。</li><li>※ 実践委員会に参加する場合はこれによらない。</li><li>② 教職員や児童生徒だけでなく、可能な限り、保護者や地域住民、防災関係者等の参加を促すこと。</li><li>③ アドバイザーの謝金及び旅費は、市町村教育委員会からアドバイザーに直接支払うこと。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 報償費は、高知県報償費支出基準に基づき、1時間5,000円（単価×時間）とし、30分の場合は1時間に繰り上げて支出するものとする。</li><li>・ 旅費は、市町村教育委員会の旅費規定に基づいて支出する。</li></ul>

### 4. 防災キャンプの実施

任意

各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などを実践する防災キャンプを実施することにより、学校・地域・関係機関の連携の強化、地域住民の防災意識の向上を図る。

(1) 学校等を避難所とした生活体験や体験的な防災教育プログラムを実施する防災キャンプ（宿泊を伴う）を実施すること。その際には、参加児童生徒等の保護者や地域住民等の参画を得て実施すること。
(2) 防災キャンプの実施に当たっては、行政や学校など単一機関が主体となるのではなく、行政はもとより、学校、PTA・地域の自主防災組織及び関係機関等との連携を図りつつ実施すること。

### 5. 委託額 別に通知する